

第一回御指摘事項を踏まえた今後の調査・検討の進め方
 (「1. クレジット取引の環境変化に応じた事項」について)

1. 1. 現状及び検討の方向性

【前回御指摘の要旨】

- オフアス取引の一般化、アクワイアラー専業者・決済代行業者の増加により、イシューアラー・アクワイアラー間の互換性がない状態になっていることを前提に措置を検討すべき。
- 決済代行業者は消費者からは見えない存在であり、これらに関わるトラブルの実態は、相談件数のみからは十分明らかにできないことに留意が必要。
- 取引の各主体間の契約関係や決済代行業者とは結局何なのかという実態が不明確。明らかにしながら検討を進めるべき。

【今後の調査・検討の進め方】

- クレジットカード取引に係る、トラブルの量的な動向・具体的な内容について、相談件数・事例をもとに大まかな傾向を分析。
- アクワイアラー・決済代行業者について、加盟店に係る業務を中心に、具体的にどのような業を営んでいるかという実態を、事業者からの説明・事務局の調査等により把握し、事業の流れや主体間の契約関係等の主な類型を具体的に整理。

1. 2. 加盟店契約を締結する主体又は加盟店審査に関与する主体の多様化に対する措置の内容

及び

1. 3. マンスリークリア取引について

【前回御指摘の要旨】

- マンスリークリアやクレジットカードのトラブルとよく言われるが、実態は悪質加盟店のトラブルではないか。マンスリークリアやクレジットカードが、悪質加盟店に利用されているのではないか。「悪質」な主体の属性、国内外での行動分析等、焦点を定めた分析が必要。
- カード会社の責任を議論する前提として、悪質加盟店をいかに取り締まるかという視点が必要。
- マンスリークリア取引については、取引の増加以上のペースで相談が増加している。リスクの高い加盟店には、アクワイアラーがマンスリークリアのみを利用させているという実態もあるのでは。
- 海外ではチャージバックを活用して、問題を解決している例もあると聞く、国内で問題が生じているとすれば、いったい何が課題なのか明らかすべき。

- 法令上措置するとしても、登録制と届出制では規制の程度が大きく異なることに留意して議論を進めるべき。
- 義務を課すのであれば、その義務の懈怠が民事上の責任においてどのような効果を持つのかにも留意した議論が必要。
- マンスリークリアについては、与信ではなく、現金と誘因性・複雑性が変わらないという意見もあるが、電子商取引においては、キャッシュレスだからこそ販売が促進されるということも考えなければならない。他方、クレジットカードのみを規制すれば、電子マネーやデビットカードに被害が流れるというおそれもある。他のキャッシュレス手段との比較も踏まえ、広い視野から適切な規制を検討すべき。
- 過去の割賦販売法に係る議論では、誘因性・複雑性から、マンスリークリアと包括信用購入あっせんは異なる取引と捉えてきた。この議論との接続を意識して、今後の議論を構築すべき。
- マンスリークリアについてはクレジットカード取引の大半を占め、その99.9%以上の取引においてトラブルが無いということであり、トラブルなく利用している消費者の利益にも十分配慮した検討が必要。
- 個別事業者の苦情対応にバラツキがあるのでは、業界への信頼を損ないかねない。対応をしっかりと議論すべき。

【今後の調査・検討の進め方】

- 取引に関わる各主体の業の実態把握を踏まえた上で、トラブルとなっている取引について分類・分析して、どのような原因があるのか、各主体について課題があるとするればどのような事項か、クレジットカードの利用とこのような取引の関係性はどのようなものかについて検討。
- クレジットカードに係る措置の要否を検討する前提として、
 - ・ 包括信用購入あっせん、マンスリークリア、電子マネー等その他の取引について、それぞれの取引規模・金額、支払い時期、利用される場面といった性質の異同を整理。
 - ・ 諸外国のクレジット法制を調査。
- 以上の取引実態等に係る分析を踏まえ、包括信用購入あっせん・マンスリークリアについて、取引に関わる各主体がそれぞれ本来果たすべき役割を検討。
- また、ここで明らかにした役割について、「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止」という現行の割賦販売法の目的や誘引性等割賦販売法の従来からの整理も踏まえ、割賦販売法上措置すべき事項、他法令の検討を求めべき事項、法令以外の手法で確保すべき事項に整理。

1. 4. 移動可能端末等決済事業者について

【前回御指摘の要旨】

- 2020年のオリンピックに向けた訪日観光客の増加を見込んで、決済サービスが新たな成長を後押しするはず。スマホによる利用拡大も予想される。

【今後の調査・検討の進め方】

- サービスとしての成長の可能性に十分留意しつつ、クレジットカードに係るトラブル実態の分析の中で課題の有無を検討。

1. 5. 国際ブランドについて
及び

1. 6. クロスボーダー問題について

【前回御指摘の要旨】

- 国際ブランドは、割賦販売法上位置づけられていない。不明瞭な部分があるので、何らかの議論はしておくべき。
- クロスボーダーに関するトラブルが消費者相談の主流。そうだとすると、国内加盟店の審査や管理の規制を強化することによって、何らかの効果が期待できるのか。本当に効果的な対応を考えなければならない。
- 海外の加盟店が関わる消費者トラブルは解決が難しい印象。

【今後の調査・検討の進め方】

- トラブルの分析の中で、クロスボーダー取引について、トラブルや取引に関わる事業者の特徴を把握。これに対処可能な措置の設計・運用、消費者への情報提供のあり方を検討。
- 国際ブランド業務について、事業者からの説明・事務局の調査により、概要を把握。
- 諸外国は、国際ブランドに対して、クレジットカード取引の公正等の観点から、どのような規制を課しているのかを調査。
- 以上の調査を踏まえ、セキュリティ等他の論点の事項も含め、クレジットカード利用環境整備において国際ブランドに期待される役割を検討。